仕様書

１　業務名称

令和８年２月８日執行の第51回衆議院議員総選挙等にかかる投票所施設養生業務委託（旭区役所）

２　履行場所

新森西投票所（学校法人大阪聖心学院　新森幼稚園）

所在地：大阪市旭区新森３丁目３番35号

３　契約期間

契約日～令和８年２月８日（日）

４　適用範囲

（１）本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

（２）本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

（３）契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。なお、契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。

５　業務内容

（１）養生作業及び養生撤去作業

①養生作業

指定場所（別紙図面）において、施設内を土足で使用できるように次のとおり養生を行う。

・床面について、施設入口から投票所までの動線を養生シート等により養生する。なお、選挙人が通行する部分については、厚手の養生シートや緩衝材を用い養生を行うこと。

・エレベーター内について、床面を厚手の養生シートや緩衝材を用い養生を行うこと。

・階段について、選挙人が通行するため、カーペット材等で養生を行い、滑り止め等の安全対策措置を講じること。

②養生撤去作業

受注者により養生及び設置したものについて、受注者により撤去のうえ持ち帰ること。また、養生撤去後においては、清掃作業を行い原状復帰すること。

なお、養生撤去作業時には、同施設において投票所諸物品の搬出業務も予定している。作業順序等は発注者及び当該業務の受注者と調整すること

（原則として、投票所諸物品の搬出が完了した範囲から養生撤去を行うこと）。

（２）作業日時

①養生作業

令和８年２月７日（土）13時以降

②養生撤去作業

令和８年２月８日（日）20時以降

※作業時間の詳細は、発注者と調整すること。

６　特記事項

（１）受注者は、養生業務を行うに適した服装を着用し、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

（２）受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

（３）受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

（４）今次執行予定の選挙にかかる公示日または告示日以降、投票が確定した場合に契約を締結する。

７　再委託の制限

（１）本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②仕様書中５に規定する業務

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくととも

に、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を再委託に関する特記事項第３項及び第４項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

８　作業実施における注意事項

（１）作業実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。

（２）受注者は、業務上必要がある場合を除き、みだりに施設内の資料等に触れ、又は移動させてはならない。

（３）受注者は、作業の施工の結果、構造物等に異常が発生したとき、また事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、発注者に報告しなければならない。

９　その他

（１）受注者は、業務中に施設の破損、設備の故障箇所を発見した場合は、その状況を発注者の施設管理担当者に報告しなければならない。

（２）業務用資材に関する諸費用は原則として受注者負担とする。ただし、作業に要する電気・ガス・水道代は本契約に含むものとする。

（３）作業は安全を第一とし、作業場所等については現状復帰すること。

（４）本仕様書に疑義が生じた場合は、契約までに発注者に問い合わせること。なお、契約後における本仕様書上の疑義については、本市の解釈によるものとする。

（５）各種法令等を遵守し、業務を遂行すること。

10　担当

大阪市旭区役所　総務課

担当者：橋本

所在地：〒535-8501　大阪市旭区大宮１丁目１番17号

電話：06-6957-9626

ファックス：06-6952-3247

メール：tp0001@city.osaka.lg.jp

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課　電話：06-6957-9625）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
 なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること